

## 令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について

補助対象団体名:千葉市PTA連絡協議会

団体の概要	PTAの発展を推進するとともに、児童・生徒の健全な育成を図ることを目的とする。
補助の目的	市PTA連絡協議会が行う各種研修会や広報紙発行等について、その経費の一部を補助することで、家庭と学校の協力・連携を深め、児童・生徒の健全育成、教育環境の向上を図ることを目的とする。
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会 広報担当者研修会、ブロック別研修会などの実施</li> <li>・PTA研究大会 毎年10月下旬から11月中旬に、講演や活動内容の発表等を実施</li> <li>・PTA広報誌発行</li> </ul>
補助金額	1,400 千円

※参考:前年度補助金額 965 千円

補助対象団体名:千葉ユネスコ協会

団体の概要	ユネスコ憲章に基づく活動の推進及び啓発、ユネスコ世界平和運動・教育活動の推進を目的とする。
補助の目的	千葉ユネスコ協会が行う交流活動等について、その経費の一部を補助することで、市民レベルの国際交流・相互理解を深めることを目的とする。
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユネスコスクール研修会 市内小・中学校に出前授業を実施(各国の歴史文化思想を通じた国際交流を学ぶ)</li> <li>・国際理解教育事業 千葉大学留学生が自国の生活や文化について発表、留学生と直接話をするのできる機会の設定</li> <li>・世界寺子屋運動 書き損じハガキの回収</li> </ul>
補助金額	23 千円

※参考:前年度補助金額 23 千円



# 千葉県PTA連絡協議会

- ・ 令和4年度 事業計画及び収支予算書
- ・ 令和3年度 事業報告

## 事業計画書及び収支予算書

事業の名称	令和4年度千葉市PTA連絡協議会事業
主催者名	千葉市PTA連絡協議会
事業の具体的な内容等	広報担当者講習会 PTA学級 ・各種研修会派遣事業 知ろう話そうPTA (役員研修会) ・ 広報紙コンクール PTA研究大会 各区研修会・PTA広報紙発行事業
期 日	令和4年 4月 1日～令和5年 3月31日
会 場	広報担当者講習会：5月13日市民会館 知ろう話そうPTA：6月17日・18日生涯学習センター PTA学級：6月～2月 各小中学校 (全4校程度) ブロック別研修会 (区PTA連絡協議会研修会)：9月～2月 研究大会：10月19日 千葉市民会館 広報紙コンクール：4月6日・13日 (審査) 5月26日市民会館 (表彰式) PTA広報紙発行事業：7月～3月 各種研修会派遣：4月～2月
参加対象	原則として千葉市PTA連絡協議会会員
参加予定人員	広報担当者講習会：80人 知ろう話そうPTA：50人 PTA学級：1000人 ブロック別研修会 (区PTA連絡協議会研修会)：100人 全国研究大会：山形県 8人 指定都市情報交換会：さいたま市 4人 関東ブロックPTA研究大会：山梨県 30人 日P・関ブロPTA協議会会議：4月16日他4日：10人 千葉市P連研究大会：700人 広報紙コンクール：各小・中学校PTA 200人 PTA広報紙発行事業：92,000部 (各研修いずれも原則として会員を対象として無料)
広報の方法	市PTA連絡協議会広報紙・ホームページ PRハンドブック・PRポスター・DVD 他
開催要項又はプログラム等 (添付)	収支予算書

収 支 予 算

収 入 の 部

科 目	金 額	適 用
市P T A連絡協議会拠出	1,726,585円	
広告掲載料	340,000円	
千葉県補助金	1,400,000円	
合 計	3,466,585円	

支 出 の 部

科 目	金 額	適 用
報償費	375,000円	研究大会講師・審査員等謝礼
印刷費	1,542,580円	大会要項・報告書・広報紙等印刷
食糧費	5,500円	研究大会来賓講師茶菓子飲料
消耗品費	51,945円	用紙、インク代、角筒、表彰楯他
通信運搬費	9,680円	案内文・通知文送付、広報紙郵送料等
旅費	915,800円	全国・関東地区研究大会等派遣旅費
使用料・賃借料	211,080円	会場使用料、付帯設備使用料、看板
参加負担金	355,000円	各種研修会・研究大会参加費、負担金
合 計	3,466,585円	

# 令和3年度 事業報告

	月	日	曜日	事業	日	曜日	会議	日P・関ブロ・指定都市P関係	
2021年 (令和3年)	5月	20	木	第68回定期総会 (功労者・広報コンクール表彰) 市民会館 大ホール					
	6月				2	水	役員会	関ブロ会長・事務局長会議(24) (埼玉県)	
					2	水	常置委員会全体会		
					16	水	役員会・理事会 区P連事務担当者 説明会	日P総会(25) 日P会長研修会(26)	
	7月	8	木	「市P連ちば」No.79配布	21	水	役員会	日P公益目的事業推進室会議(13) 日P協議会代表者会(14)	
	8月			第44回市P連バレーボール大会 千葉公園体育館 ※中止					日P全国大会研究大会 (北九州大会)(21) ※オンライン 配信
	9月								指定都市PTA情報交換会(広島市) (2・3) ※オンライン開催 関ブロ会長会議(新潟市)(17)
	10月		28	木	第35回市P連 研究大会 市民会館 大ホール ※中止・講演のみオンライン配信	13	水	役員会	第53回関ブロ研究大会埼玉大会 (15) ※講演・分科会オンライン配信 日P公益目的事業推進室会議(21) 日P協議会代表者会(21)
	11月					17	水	役員会・理事会	日P年次表彰式(19)
12月					15	水	役員会		
2022年 (令和4年)	1月			令和4年新年情報交換会 ※オンライン開催	19	水	役員会	関ブロ会長・事務局長会議(静岡県)(21)	
					26	水	安全互助会説明会 PTA学級説明会 ※書面開催		
	2月	19	土	知ろう!話そう!PTA! ※オンライン開催	9	水	役員会・理事会 役員選考委員会発足	日P公益目的事業推進室会議(17) 日P協議会代表者会(17)	
									24
	3月	8	火	「市P連ちば」No.80配布	16	水	役員会	日P国内研修事業(28・29) ※オンライン開催	
4月	6	水	広報コンクール一次審査	4	月	会計監査	関ブロ会長会議(川崎市)(15)		
	13	水	〃 二次審査	13	水	役員会・理事会			
5月	13	金	広報担当者講習会 ※ハイブリッド開催	11	水	役員会(新旧)			

## 年間刊行物一覧

- 定期総会資料
- 広報「市P連ちば」
- 市P連ニュース
- 知ろう!話そう!PTA!報告書
- PTA役員ハンドブック
- PTAは子どもたちの応援団(DVD)
- PTAPRポスター

## PTA学級開設校

- 花見川中学校PTA(講演会)

# 千葉ユネスコ協会

- ・ 令和4年度 事業計画及び収支予算書
- ・ 令和3年度 事業報告

令和4年度事業計画書及び収支予算書

事業の名称	令和4年度 千葉ユネスコ協会事業
主催者名	千葉ユネスコ協会
事業の具体的な内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第12回白井小学校ユネスコスクールの推進。</li> <li>・第13～17回SDGs授業研修会。</li> <li>・第6～8回SDGs研修会・講演会。</li> <li>・世界寺子屋運動参加 - 書き損じハガキの回収の推進。</li> <li>・情報活動、会誌の発行90号、91号の発行。</li> <li>・千葉大学59, 60回ユニバーサルフェステ共催事業。</li> <li>・千葉市民ふれあいフェステバルに参加。</li> <li>・留学生・外国人との交流。</li> </ul>
期 日	令和4年6月 1日から令和5年3月 1日まで
会 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉ユネスコ協会事務局・千葉市国際交流協会</li> <li>・千葉大学けやき会館・千葉市立各小学校・事務局</li> </ul>
参加対象	千葉市小中学校児童・生徒、教職員、教育関係団体 千葉市民、外国人市民、留学生
参加予定人員	行事、研修により50名～300名
応募の方法	印刷物の配布、会合等のパンフレット配布、会誌応募
関係要項又はプログラム(添付)	



## 令和4年度千葉ユネスコ協会事業収支予算書

(収入の部)

(単位円)

科 目	金 額	摘 要
千葉市補助金	23,000	
千葉ユネスコ協会	342,000	千葉ユネスコ協会補助
合 計	365,000	

(支出の部)

(単位円)

科 目	金 額	摘 要
報償費 (講師料を含む)		
SDGs研修会	30,000	講師謝礼3人
千葉大UF59,60共催	10,000	共催費
第5改ユネスコ遺産講演	10,000	講師謝礼2人
	小計 50,000	
旅 費		
講師交通費	10,000	2回分
	小計 10,000	
消耗品		
SDGs印刷紙、インク、文具	50,000	研修会、書籍
研修会、紙、インク、文具	10,000	研修会、勉強会
	小計 60,000	
食糧費		
SDGs研修会の反省会	10,000	
	小計 10,000	
印刷費		
総会資料作成	10,000	
会誌90,91号作成	100,000	
寺子屋運動依頼文作成	5,000	文書作成
	小計 115,000	
通信・運搬費		
総会・理事会・新年会連絡	15,000	切手代
会誌90,91号の発送	40,000	切手代
日ユ協、会報原稿依頼等	10,000	切手代
寺子屋運動依頼文書発送	5,000	切手代
	小計 70,000	
会場使用料		
SDGs研修会学校会場費	50,000	5校分
	小計 50,000	
合 計	365,000	

## 令和3年度 千葉ユネスコ協会 事業報告

はじめに

令和3年度活動の特色は次の4点です。第1は役員による出前授業実践。第2はSDGsの勉強会を継続的に行い知見をたかめあったこと。第3はロシアのウクライナ侵略に対し難民支援募金を呼び掛けたこと。第4はオリパラ絵画展を開催したこと。

以上の活動は千葉ユ協としては特質されるものでありました。

特にSDGsの出前授業は画期的なことであり、ユネスコ理念である平和運動と持続可能な社会の意義を広めることができました。

### (1) ユネスコ理念の推進

#### ①持続可能な社会の推進・SDGs、ESDの教育活動の推進

- ・第11回U・S研修会千葉市立白井小学校10回授業共催
- ・第10回SDGs出前授業 山崎・鈴木 白井小 3/11/11
- ・第11回SDGs出前授業 岡本・高井 大森小 3/12/08
- ・第12回SDGs出前授業 永井・木村 椎名小 4/01/13

#### ②SDGs研修会参加・勉強会

- ・第1回SDGs研修会 生涯学習センター 3/08/25
- ・第2回SDGs研修会 更科中 3/11/20
- ・第3回SDGs研修会 幕張小 3/11/22
- ・第4回SDGs研修会 事務局 4/01/28 講演 千大中山
- ・毎月金曜日SDGs勉強会 事務局 10回

### (2) ユネスコ世界平和運動の推進

#### ①世界平和活動折鶴の収集と送付

### (3) ユネスコ運動の推進

#### ①世界・地域遺産理解と啓発

- ・第5回世界遺産セミナー講演会 花園公民館 中止

#### ②ユネスコスクールの推進・支援

- ・ユネスコスクール加盟校への支援 白井小
- ・ユネスコスクール 更科中学校加盟申請支援
- ・第4回ちばユネスコ子どもキャンプ2021 中止

### (4) ユネスコ運動と情報活動

- ・第5回世界遺産セミナー講演会 花園公民館 中止
- ・第3回ちばユネスコ子どもキャンプ2021 中止
- ・ちば国際ふれあいフェスティバル2021 ビデオ

### (5) ユネスコ運動推進のための情報活動

- ・会報87、88、89（ウクライナ難民支援活動号）発行
- ・募金活動を開始する。

### (6) 世界寺子屋運動 一書き損じ葉書の回収

#### ①書き損じはがき協力の文書配布

- ・令和3年 切手5、600円、現金36、700円（葉書671枚） 日ユ協に送付
- 朝日ヶ丘中、泉谷中、さつきが丘西小、大和証券、測機社、藤家、新日本建設、事務局

### (7) 千葉ユ協会と市行政及び他団体との連携

- ①千葉県ユネスコ連絡協議会代議員会理事会にて承認
- ②第77回日本ユネスコ運動大会 in 大阪市 オンライン
- ③関東ブロック研究会 in 栃木/足利ユ協 オンライン
- ④第36回千葉県ユネスコ研究会 in 柏 中止
- ⑤千葉大学ユニバーサルフェスタ57、58回 オンライン
- ⑥新年交流会・留学生との交流（東天紅 中止）
- ⑦オリパラ絵画展 生涯学習センター 3/8/28～9/4
- ⑧オリパラ絵画展作文応募 中止

### (8) 理事会・総会

- ・千葉ユネスコ協会理事会 開催無
- ・千葉ユネスコ協会総会/書面審議 3/5/12
- ・県理事会/参加（ESDパスポートの作成）

## 千葉市社会教育関係団体事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 市長は本市における社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業に要する経費について、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき当該社会教育関係団体に対し補助金を交付する。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に規定するもので市長が適当と認めたものとする。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、別表の補助事業欄に掲げる事業につきそれぞれ同表補助事業者欄に掲げるものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に規定する補助事業について、それぞれ同表に定める補助対象経費の2分の1以内とする。

2 第2条の補助事業について、この補助金以外の補助金その他の収入金がある場合は、補助対象経費の額からこれを控除するものとする。

### (交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、事業を開始する日の14日前までに社会教育関係団体事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（別紙）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認をうけること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第8条 規則第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは社会教育関係団体事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業終了後14日以内に社会教育関係団体事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を証する書類等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第 10 条 規則第 13 条の規定による通知は、社会教育関係団体事業補助金額確定通知書（様式第 5 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 11 条 規則第 16 条第 1 項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、

社会教育関係団体事業補助金交付請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、社会教育関係団体事業補助金一括（分割）事前請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により交付の請求をしようとするときは、社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書の写しのほか、市長が必要と認めた書類を添付しなければならない。

（決定の取消通知）

第 12 条 規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条による通知は、社会教育関係団体事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）によるものとする。

（返還命令）

第 13 条 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、社会教育関係団体事業補助金返還命令書（様式第 9 号）によるものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、昭和 60 年度

分の補助金から適用し、昭和 59 年度分までの補助金についてはなお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、平成 22 年度以後の年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、平成 24 年度以後の年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、平成 29 年度以後の年度の補助金に適用する。

千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱 別表

補助事業		補助対象経費	補助事業者
国際理解教育団体育成事業	千葉ユネスコ協会事業	報償費 使用・賃借料 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 負担金 保険料	千葉ユネスコ協会
PTA 育成事業	千葉県 PTA 連絡協議会事業	報償費 使用・賃借料 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 負担金 保険料	千葉県 PTA 連絡協議会

## 社会教育関係団体事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名又は団体名

⑩

及び代表者氏名

年度社会教育関係団体事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 事 業 名		
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容		
補 助 金 申 請 額	円	
交 付 を 受 け たい 時 期	年 月 日	
補助事業	開始予定年月日	年 月 日
	終了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	1. 事業計画書及び収支予算書 (別紙)	



事業計画書及び収支予算書

事業の名称	
主催者名	
事業の具体的な内容等	
期 日 ( 時 間 )	
会 場	
参加対象	
参加予定人員	
広報の方法	
開催要項又は プログラム等(添付)	

収入の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

支出の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

様

## 社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった社会教育関係団体事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補 助 事 業 名	
補 助 金 交 付 決 定 額	
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助事業の内容，経費の配分又は遂行計画の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には，あらかじめ市長の承認を得ること。</li> <li>2. 補助事業を中止又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。</li> <li>3. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告してその指示をうけること。</li> <li>4. 千葉市補助金等交付規則及び千葉市社会教育関係団体事業</li> </ol>

様式第3号

社会教育関係団体事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉県長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

㊟

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった社会教育関係団体事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認されますよう要綱第8条の規定により申請します。

補 助 事 業 名		
補 助 事 業 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更（中 止・廃 止）の 理 由		
変 更（中 止・廃 止）予 定 年 月 日		
添 付 書 類	1. 事業計画書及び収支予算書（様式第1号別紙）	

## 社会教育関係団体事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊟

年 月 日 付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった社会教育関係団体事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

補 助 事 業 名																			
補助事業の実施年月日	年 月 日より 年 月 日まで																		
補 助 金 交 付 決 定 額	円																		
補 助 金 の 既 交 付 額	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">交</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">付</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">交</td> <td style="text-align: center;">付</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	年	月	日	交	付	円	年	月	日	交	付	円	計					円
年	月	日	交	付	円														
年	月	日	交	付	円														
計					円														
補助事業の経費精算額 (総事業費)	円																		
添 付 書 類	1. 補助事業の成果を証する書類等																		

収 支 決 算 書

収入の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

支出の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

社会教育関係団体事業補助金額確定通知書

千葉市達 第 号  
年 月 日

様

千葉市長 印

年 月 日付社会教育関係団体事業実績報告書により、 年度事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

補 助 事 業 名	
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 ( 総 事 業 費 )	円
補 助 金 の 確 定 額	円

様式第6号

社会教育関係団体事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者  
住 所  
氏名又は団体名  
及び代表者名

㊞

年 月 日付千葉市指令 第 号社会教育関係団体事業補助金  
額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1  
項の規定により次のとおり請求します。

補 助 事 業 名	
補 助 金 の 確 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	1. 社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書の写し 2. 社会教育関係団体事業補助金額確定通知書の写し



様式第7号

社会教育関係団体事業補助金一括（分割）事前交付請求書

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

㊟

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補 助 事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
今回の交付請求額	円
添 付 書 類	1. 社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書の写し

様

社会教育関係団体事業補助金交付決定取消書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した社会教育関係団体事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補 助 事 業 名	
補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

様

社会教育関係団体事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項・第2項の規定により次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

印

補 助 事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	